第　１３　号

平成２８年熊本地震復興基金条例の一部を改正する条例の制定について

平成２８年熊本地震復興基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

平成２８年熊本地震復興基金条例の一部を改正する条例

平成２８年熊本地震復興基金条例（平成２８年熊本県条例第３９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本地震復興基金条例

第１条中「平成２８年熊本地震による災害からの早期の復興を図るため、平成２８年熊本地震復興基金」を「次の各号に掲げる事業に要する経費に充てるため、熊本地震復興基金」に改め、同条に次の各号を加える。

(１)　平成２８年熊本地震による災害からの早期の復興を図るための事業

(２)　令和８年熊本地震による災害からの早期の復興を図るための事業

第２条に後段として次のように加える。

この場合において、前条各号に掲げる事業ごとに区分して積み立てるものとする。

第６条に後段として次のように加える。

この場合において、同条各号に掲げる事業ごとに区分して処分するものとする。

附則第２項中「平成３８年１２月３１日」を「令和１８年１２月３１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成２８年熊本地震による災害及び令和８年熊本地震による災害からの早期の復興を図るための事業に要する経費に充てるため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。